

Rapport

暮らしの交差点



“情報”をテーマにした6回シリーズ

『消費者大学講座』がスタート！

平成27年度の『消費者大学講座』が当分館を会場にして始まりまし。この講座は、地域における消費者教育の担い手となる人材の育成を目的に、新宿区が新宿区消費者団体連絡会に委託して実施するものです。今年度は“情報”をテーマに、様々な専門家をお招きしてお話しを伺います。第1回から第3回までの内容をご紹介します。



第1回 5月25日(月)

弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 植村 幸也 氏



商品を選択する際の重要なポイントである商品の表示や広告について弁護士法人大江橋法律事務所・植村幸也弁護士が解説しました。
「商品の表示や広告等については、景品表示法等の法律により、誤解を招くような表示は禁じられていますが、どこまでが違法なのかというボーダーラインはケースバイケース」と植村弁護士は問題

の難しさを指摘します。講座では、景品表示法の解説のほか、不当表示のパターンを分析したり、何故、不当表示が後を絶たないのかについて企業側の事情も踏まえて解説しました。

また、ありえないような効果とうたったり、同種の商品に対して過度に差別化するような広告について注意を促し、その商品に本当に価値があるかどうかを見極めることの重要性を指摘したうえで「全ての消費者が見極めることは難しいかもしれませんが、このようなことに関心のある方が、問題のある商品表示や広告を見つけ出し、消費者庁等に申告することで、不当な表示等からの被害を防げることがあります」と消費者への期待も語りました。

豊富な事例の紹介に加え、商品表示や広告を製作する側の事情にも触れる等、様々な企業から相談を受けている植村弁護士ならではの貴重なお話を伺うことができました。

第3回 6月22日(月)

東京都 生活文化局消費生活部取引指導課
課長代理(表示指導係長) 吉田 優子 氏



不当表示等を行う事業者の監視、指導等を行っている東京都生活文化局消費生活部取引指導課・課長代理(表示指導係長)の吉田優子氏が、不当表示についての様々な事例を解説しながら消費者が商品やサービスを選択する時の知識について紹介しました。

講座では、景品表示法が禁じている不当表示について、商品やサービスを実際より著しく優良に表示する「優良誤認」、価格や取引条件等について実際より著しく有利なように表示をする「有利誤認」、「その他(内閣総理大臣が告示で指定するもの)」に分類、説明するとともに、実際にあった不当表示の事例について具体的に解説しました。

また、事業者あるいは事業者団体が、景品表示法の規定に基づき、消費者庁及び公正取引委員会の認定を受けて設定した公正競争規約や東京都が取り組んでいる事業者への監視、指導等についても紹介し「同じような商品がある中で、事業者はその商品の品質等についてアピールしてくるが、示について不明な点がある場合は、事業者に問い合わせをする等により賢く商品を選択してください」とのアドバイスもいただきました。様々な不当表示の事例を知ることで、商品やサービスを選択する際に注意すべきポイントがわかりました。

第2回 6月12日(金)

日本化粧品工業連合会 広告宣伝委員会
鈴木 一美 氏



日本化粧品工業連合会広告宣伝委員会の委員で、サンスター株式会社品質保証推進部業務グループ課長の鈴木一美氏が、化粧品に関する広告、表示について解説しました。

講座は、医薬品医療機器等法の化粧品に関連する法律を解説しながら、化粧品と医薬部外品、医薬品の違いを説明し、これらの属性の違いにより表示、広告の内容も異なること

がわかりました。また、化粧品の商品表示について、種類別名称、成分表示等の各項目が、どのようなルールに基づき記載されているのかを具体的に解説しました。

広告の具体的表現についても、規定された効能の範囲内で表現すること。効能効果や安全性について、それが確実にあるかのような保証をする表現や、“無類の効果” “究極の保湿力”等の最大級の表現やこれに類する表現をしない等、日本化粧品工業連合会が定めた『化粧品等の適正広告ガイドライン』の規定を紹介しました。

「広告や表示について理解を深めていただくことで、より自分に適した化粧品を選んでください」と鈴木氏。夏に向けて注目が高まる日焼け止め化粧品等を例に、商品表示の読み方を分かりやすく説明し、化粧品を賢く選ぶための知識を身に付けることができました。

目次

SPECIAL

“情報”をテーマにした6回シリーズ
『消費者大学講座』がスタート！

第1回 弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 植村 幸也 氏

第2回 日本化粧品工業連合会
広告宣伝委員会 鈴木 一美 氏

第3回 東京都 生活文化局消費生活部取引指導課
課長代理(表示指導係長) 吉田 優子 氏

VOICE 利用者の声

有機農産物愛好グループ すずな会
浦上 比奈子 さん



国産有機農産物の試販・PR(毎週火曜日、当分館にて)や産地見学、講座の開催等を通じて食と農と環境を守る活動に取り組む「すずな会」。その活動に当初から参加されている浦上比奈子さんに、有機農産物の試販を始めたきっかけについてお話を伺いました。

■有機農産物との出会い

30年以上も前の話です。当時は今と違って有機野菜を手に入れられる場所はあまりありませんでした。私は、子どものアレルギー対策のために、安全な食材を探す中で、新宿区内に有機野菜のポスト(頒布場所)があることを知りました。訪ねてみると、安全な野菜等が手に入るし、生産者の方から様々なお話を伺うこともできる。これは良いと思い毎週のようにポストに通っていました。このことを近所でお話したら、皆さん「うちでもほしい」ということになり、グループを作って有機栽培等の食材を届けていただくことになりました。毎週、グループの皆さんからの注文を取りまとめ、届いた食材をお届けする等、忙しかったですね。

■戸塚小売市場でスタート

当時の区長さんから有機野菜の試販・PRをしてほしいと頼まれた鍋島さん(現・新宿区消費者団体連絡会会長)らが訪ねて来られたのもその頃です。新宿区設戸塚小売市場に出店するというので、近所に住んでいた私が有機野菜に詳しいとお聞きになられて相談に見えたとのことでした。それで、私もお手伝いをするようになったんです。そして1981年に国産有機農産物の試販・PRがスタートしました。

当時はこういった取り組みが珍しかったせいか、テレビや新聞でも紹介していただき、ずいぶんと遠くからもお客さんがいらっしゃいました。当初は3カ月間だけというお話でしたが、お客さんから「やめないで」というお言葉をたくさんいただき、続けることができました。

■現在の活動は？

有機野菜の試販・PRは、2012年の秋から、こちら(当分館)の1階で、毎週火曜日に開催しています。新しいお客さんも増えましたし、戸塚小売市場の頃からのお客さんもいらっしゃいます。食材は毎日のことですので、できるだけ安心なものを食べていただきたい。今後も、この活動を通じて“食の安心・安全”に取り組んでいきたいと思っております。



有機農産物の試販・PRの様子

新宿区立新宿消費生活センター分館のご案内

当分館は、消費者団体や一般区民の活動拠点として会議室や調理室兼商品テスト室の貸し出しを行っています。消費者講座や学習会、また趣味の集い等の会場として、是非ご利用ください。

施設のご案内

開館時間 8:30～22:00

休館日 年末年始(12月28日～1月3日)

会議室

定員:36名 面積:67㎡
設備機:12本 椅子:36脚

調理室兼商品テスト室

定員:32名程度 面積:51㎡
設備:調理台4台、調理器具

ご利用料金

ご利用施設/時間帯	午前 8:30～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 17:45～21:45	全日 8:30～21:45
会議室	1,200円	1,800円	2,200円	5,200円
調理室兼商品テスト室	1,200円	1,800円	2,200円	5,200円
付帯設備利用料 <small>調理器具(光熱水道費を含む)の料金</small>	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円

※調理室兼商品テスト室で調理設備を使用される場合は、上記の付帯設備使用料(1,000円/区分)がかかります。

※消費者団体登録をしている団体については、減免措置が受けられる場合があります。

ご利用方法

利用日前日までに手続きを完了する必要があります。

- ①受付窓口にて空き状況を確認
※空き状況はお電話、HPでも確認頂けます
- ②利用申請
受付窓口にて「利用申請書」に記入し提出
- ③お支払い
受付窓口にて利用料金のお支払い
⇒申込完了

※電話での予約・利用申請や当日の申請は受け付けておりません。予めご了承ください。

お問い合わせ

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1丁目32番10号
Tel 03-3205-1008 / Fax 03-3205-1007
Email consu@shinjuku-center.jp
URL <http://consu.shinjuku-center.jp>

消費生活に関する相談窓口

新宿消費生活センター本館相談室

住所:新宿区新宿5-18-21
新宿区役所第二分庁舎3階

TEL: 03-5273-3830

対象:新宿区にお住まいの方
新宿区に通勤・通学している方

時間:月～金(祝日等を除く)9:00～17:00

相談料
無料

※当分館では、消費生活に関する相談業務は行なっていません。

新宿区立新宿消費生活センター分館ニュースレター
Rapport 暮らしの交差点

発行人:田中健一郎 編集者:本田一禎

発行No:第2015-023号 発行日:2015年7月31日(隔月発行)

指定管理者:有限会社そーほっと